

甲賀市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査（後期分）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 戎 脇 浩

令和 5 年 度

定期監査結果報告書（後期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和5年度定期監査のうち、令和6年1月及び2月の実施分を後期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和5年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月=令和5年11月、1月4日=令和6年1月4日))

1 監査の対象

- (こども政策部) 子育て政策課、発達支援課、保育幼稚園課、
子育て支援施設整備推進室
- (産業経済部) 商工労政課、観光企画推進課、農業振興課、農村整備課、
林業振興課
- (建設部) 都市計画課、建設管理課、建設事業課、住宅建築課、
公共交通推進課
- (会計管理者の補助組織) 会計課
- (教育委員会事務局) 教育総務課、学校教育課、教育研究所、社会教育スポーツ課、
国スポ・障スポ推進室、歴史文化財課
- (行政委員会) 議会事務局議事課、監査委員事務局、公平委員会、
固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局

2 監査の期間

令和6年1月18日(木)から2月9日(金)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を以下に記した。

前期分を含めた全庁的な事項として、下記の点について検討されたい。

- (1) 随意契約の考え方について、そもそも限定的に認められるものという根本的な特殊性を再認識していただきたい。契約審査委員会に付議された令和5年度の工事・委託（役務）・物品の契約701件のうち、随意契約は304件（43.4%）に上る。

随意契約することの理由は明確になっており、法律等で限定的に認められた内容に合致してはいるが、中には事業の内容から見て、随意契約である必要性が判然としないものがあった。なぜ随意契約にしたのかということ常を常に念頭に置き、その成果がしっかり得られるよう事業者に対する管理や指導を徹底されたい。

プロポーザル契約についても同様であり、上記随意契約304件のうち15件に上るが、安易に提案に頼るのではなく職員の「目利き」も必要であるため、製品の特長等について情報収集や分析に努められたい。

- (2) 委託契約についても成果が見えにくいものがあった。事業を実施した成果をどこに求めるのか、どこまで達成させる必要があるのかといった目標設定が重

要であると感じた。設定が困難な事業もあるかと思われるが、一度整理をされたい。

- (3) 補助金について、交付規則及び要綱に基づき交付されているが、実績報告の収支決算書は、形式上は整っているものの中身の実態把握ができていないものがほとんどである。

また、交付要綱の制定以来、立入検査が実施されていないものが大部分を占める状況である。実績報告の義務付けやその確認手段、帳簿・関係書類の保存期間の定めのない交付要綱も実在していることから、根本となる補助金等交付規則で規定するなど、時代の要請に応じた見直しをされたい。

また、個別事項については次頁以降の「5 監査の概要」に記した。

5 監査の概要

こども政策部

子育て政策課

(1) 監査年月日

1月18日(木)

(2) 業務概要

子育て政策課の業務は、子育て政策係が担当する子ども・子育て支援に関する計画の策定及び推進、子ども・子育て応援団会議、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童クラブ、地域子ども・子育て支援事業、ひとり親家庭の支援、児童公園及び児童遊園、家庭教育に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

ファミリーサポート利用支援事業では、子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と手伝える人(提供会員)とが相互援助を行う制度で、制度の利用促進を図るため、利用料の引き下げと提供会員が補助金を受け取れるように見直しを行った。このことにより、利用が昨年度と比較して増加するなど効果が出ている。

全国植樹祭やウッドスタート宣言を受け、子育て支援センターに木のおもちゃを導入し、木製品との触れ合いを通じて木材に親しむ機会を増やし、木の良さや利用の意義を学んでもらう木育推進事業に取り組んでいる。

ヤングケアラー支援体制強化事業では、ヤングケアラー相談ダイヤルの設置及び相談員の配置により相談体制を強化している。また、ヤングケアラーの早期発見のため、支援者等への研修を実施している。

(4) 所見

所管するはがき等について、動きがないものを封印されているが、その日付を記入するとともに年に一度確認をされたい。

こども食堂は様々な主体により運営されているが、光熱水費等は市が統一した支

援をされたい。

民設民営児童クラブ運営等事業費補助について、要綱に基づく立入検査を実施されたい。

児童クラブの過年度分使用料や児童扶養手当返還金の徴収について、面談等により状況を確認の上、適切な判断をされたい。

社会福祉団体活動補助について、実績報告時に提出を受ける収支決算書には、補助事業者において監査済みの決算書も添えるよう求められたい。また、社会情勢の変化等に応じて随時見直しをされたい。

発達支援課

(1) 監査年月日

1月18日(木)

(2) 業務概要

発達支援課の業務は、発達支援係が担当する乳幼児期、学齢期及び青年・成人期の心理・教育・発達の相談、児童発達支援センターに関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む13人体制で行われている。

なお、これまで発達支援課が所管する施設に適応指導教室があったが、4月の機構改革により教育委員会事務局学校教育課の所管に変更された。

(3) 監査事項

発達の特性等により、支援を必要とする人の発達及び自立の支援に関する各種施策を部局横断的かつ継続的に連携して推進するため、発達支援システム推進会議を開催している。子どものこれまでの成長過程や検査の記録などを1つのファイルにまとめた「ここあいパスポート」を活用し、効果的な支援につなげている。

児童発達支援センターでは、児童福祉法に規定する障害児及び心身の発達に課題のある就学前の児童等並びにその保護者に対する支援を実施している。今後益々複雑多様化する発達支援のニーズに適切に対応できる施設となるよう、職員のレベルアップが重要となっている。

(4) 所見

各種業務において他市より充実した取組を評価するとともに、こども家庭庁の動向等の情報収集に努められたい。

保育幼稚園課

(1) 監査年月日

1月18日(木)

(2) 業務概要

保育幼稚園課の業務は、管理係が担当する保育園等の管理運営や入退園、広域入所、保育料及び給食費の決定と徴収、私立保育園等の給付費、補助金に関すること、指導振興係が担当する保育園等の保育運営の指導・助言、特別支援教育、保育園等の安全・保健衛生・環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む23人体制で行われている。うち管理栄養士1人、看護師2人、作業療法士1人が配置されている。

(3) 監査事項

低年齢児の入園希望が増加する中で、待機児童対策を推進するため、保育士等確保事業として、人材バンク登録や市主催の就職フェアの実施、県主催の就職フェアへの参加、保育士等を養成する大学への案内、高校訪問などを実施しているほか、私立園に対しては、保育士の働きやすい職場環境整備のため、業務負担の軽減につながるICT化に要する費用や保育支援員の配置に要する経費等について補助している。

入園申込の電子化を今年度から開始し、利用者の利便性及び業務の効率化を図っているが、今年度の業務を検証し、次年度に向けての改善点や利用者からの意見についても反映すべき点を検討する必要がある。

また、幼保・小中学校再編計画による幼稚園・保育園の統合民営化については、水口地域に続いて甲南地域においても令和6年4月に開園予定である。公私連携園には指導員や担当職員が計画的に訪問し、指導や助言、支援を行うこととなるため、職員の更なるレベルアップが重要となっている。

(4) 所見

私立認定こども園運営補助、私立保育園等体制強化事業費補助について、立入検査を実施されたい。

保育料の過年度分については、昨年度より収入済額が減少しているが、引き続き徴収に努められたい。

警備保障業務委託の随意契約について、競争入札の導入や長期契約等により経費節減に努められたい。

子育て支援施設整備推進室

(1) 監査年月日

1月18日(木)

(2) 業務概要

子育て支援施設整備推進室の業務は、施設整備推進係が担当する放課後児童クラブや子育て支援センター、保育施設等の子育て支援施設の整備推進及び維持補修に関することなどであり、室長以下4人体制で行われている。

(3) 監査事項

児童クラブ施設整備事業では、施設の老朽化、利用児童増加等に対応するため、水口児童クラブの新築工事、伴谷児童クラブの増築工事、小原つばさ児童クラブ及び大原児童クラブの改修工事、土山かしきや児童クラブの設計業務委託を行った。

水口子育て支援センター整備事業では、施設の老朽化及び水口保健センターとの連携強化のため、新たな複合施設の新築工事に着手している。

幼稚園・保育園施設長寿命化計画に基づく信楽保育園・信楽幼稚園の建替えが完了し、令和6年4月から市立認定こども園として開園予定である。

幼保・小中学校再編計画に基づき、甲南東・甲南西・甲南南保育園を統合し、新園舎が整備され、令和6年4月から私立認定こども園として開園予定である。

(4) 所見

児童クラブの整備にあたっては、静養室等、保育室以外にも必要と見込まれるものを的確に見込んで当初から整備を行うよう調整されたい。

産業経済部

商工労政課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

商工労政課の業務は、商工労政係が担当する商工政策、労働政策、企業内人権啓発推進、就労対策、地域経済好循環創出事業に関すること、地場産業振興係が担当する地場産業及び伝統工芸振興に関すること、女性活躍推進室が担当する男女共同参画、女性活躍推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む14人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、地場産業の更なる振興とブランド価値を向上させる施策の推進のため、新産業振興係が地場産業振興係に改名された。

(3) 監査事項

就職を希望する新規学卒者、若年者、新型コロナウイルス感染症拡大により離職を余儀なくされた方等を対象に、湖南市や伊賀市とそれぞれ合同でJOBフェア(合同就職面接会)を実施した。また、市内企業・事業所における人材不足や小規模事業者の継承者不在が顕在化しており、地元企業PRや求職者とのマッチングを推進し、若年者等の就労促進と市内企業・事業所の人材確保を図っている。

女性の力を最大限発揮し、女性が社会で活躍できるよう合同就職面接会をはじめ、就労や起業、キャリアアップへの支援を行った。今年度は新たに甲賀地域クラウド交流会とKOKA-COMACHIマルシェに取り組み、女性起業家を支援した。また、従業員が育児、介護等で離職することなく働き続けられるよう、企業の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

コウカEXPO2023開催事業では、2025年大阪・関西万博の好機を、万博を訪れる国内外の旅行者の誘客による関係人口の増加や地域経済の活性化に活用するため、地域資源の魅力発信と新たな可能性の再発見につながる5つのイベントを同日・同エリアで開催し、約1万人の来場があった。

子育て応援・定住促進リフォーム事業は、住環境の向上による三世代同居・近居の促進や空き家の活用と再生により、流出人口の抑制と経済の活性化につなげることを目的としており、299件の交付決定を行っている。

地域経済好循環創出事業では、各種支援金・補助金の交付により、物価・エネルギー価格高騰の影響を受けている市内小規模事業者等への支援を行った。

(4) 所見

所管する団体の通帳から現金を引き出す際には、不正防止のため、その使用目的や金額等について、別途管理している印鑑保管者が確認することが必須であるので、一人で引き出すことが可能となるキャッシュカードは廃止されたい。

陶業就学資金貸付金の管理にあたって、貸付金額や未償還残高、収納状況が平易に確認できる元帳に改められたい、併せて、借用証書等関係書類を適正に管理できるように保管方法を改められたい。また、貸付にあたっての保証人の要否についても検討されたい。

所管する各種団体の事務局として事務を行っているが、本来、団体自ら担うことが望ましいので、移行を進められたい。

観光企画推進課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

観光企画推進課の業務は、観光振興係が担当する観光振興、忍者PR、観光協会に関すること、地域資源振興係が担当する地域資源の活用、観光施設の管理運営・整備に関すること、ロケーション推進室が担当するロケ支援・誘致や情報発信に関することなどであり、課長以下12人体制で行われている。なお、12人のうち2人は歴史文化財課との併任となっている。

(3) 監査事項

観光客誘致推進事業では、観光インフォメーションセンター甲賀流リアル忍者館で、日本遺産「忍びの里・甲賀流忍者」のPRと市内全域の観光案内を実施してい

る。また、2025年大阪・関西万博に向けた観光誘客のため、市内に点在する歴史文化・地場産業等の観光資源を活用し、インバウンドに対応する周遊型体験プログラムツアーを造成するとともに、受入体制の向上を図っている。

ロケーション推進事業では、甲賀ロケーション推進協議会を中心に、観光客の受入体制整備やロケ地の誘致などに取り組んでいる。また、今年度は「ええとこ甲賀」をテーマにした「甲賀映像祭2023」をあいこうか市民ホールで開催した。

道の駅あいの土山整備事業では、再整備基本計画に基づき、地域活性化の拠点となる道の駅を目指した新たな施設の整備に向けて取組を進めており、基本設計と予定地の造成工事を完了した。

忍者を核とした観光拠点施設整備事業では、甲賀流リアル忍者館周辺の2次整備に取り組んでおり、地域や有識者、観光関連事業者等で構成した「忍者を核とした観光拠点整備検討協議会」で整備の詳細について検討している。

(4) 所見

ゴルフ振興策について、観光施策としても一層取り組まれたたい。

農業振興課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

農業振興課の業務は、農政係が担当する農村まるごと保全向上対策交付金事務、中山間地域等直接支払交付金事務、都市農村交流事業、地域計画(人・農地プラン)に関すること、農業振興係が担当する茶の生産振興、米穀の生産振興と生産調整、環境保全型農業直接支払交付金、特産物の生産振興に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む11人体制で行われている。

(3) 監査事項

農地保全施策では、農地保全や多面的機能の充実を図るため、国の多面的機能直接支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用し、農村地域の景観保全、集落営農組織の充実や新規就農者育成に対する支援、農業施設等の維持管理の支援を行っ

ている。また、地域農業の将来を検討する地域計画の作成に向けた支援を行っている。

都市農村交流推進事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2年間休止をしていたが、宿泊を伴う受入を再開し、中学校の教育旅行を中心に10校、388人を受け入れた。

茶生産振興対策事業では、茶のブランド化により付加価値を高めて販路を拡大し、茶農家の経営安定や所得向上を図るほか、茶樹が老朽化している茶園の計画的な改植、防霜設備等の支援により、茶の品質向上を目指している。土山地域では「土山一晩ほうじ」のPRに引き続き努めており、朝宮地域では若手農家や茶商を交えた推進会議を立ち上げ、検討を開始している。

(4) 所見

補助金に係る立入検査を実施した際には、その結果を部長まで共有されたい。また、交付要綱については社会情勢の変化等に応じて随時見直しをされたい。なお、立入検査については、指定管理施設も含めて計画を立案されたい。

農村整備課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

農村整備課の業務は、農村整備係が担当する団体営・県営の土地改良事業、単独小規模土地改良事業、農道維持管理事業、基幹水利事業に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員6人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

団体営土地改良事業では、水口、甲賀、甲南地域を中心に土地改良事業施設の長寿命化工事に取り組んでいる。今年度は水口町名坂、牛飼、柚中、下山、甲賀町高嶺、甲南町塩野、杉谷、市原、野川で実施されている。また、農村地域の安全安心の確保を図るため、防災重点ため池の土質・地質調査及び耐震診断を行っている。

県営土地改良事業では、信楽町杉山地先、水口町和野地先では場整備事業を実施し、生産性の向上を図った。また、甲賀広域農道の水口町和野から甲賀町小佐治までの間で道路改良工事を実施した。

(4) 所見

行政財産の目的外使用・占用許可に係る管理台帳は、収納状況が把握できる様式となるよう検討されたい。

土地改良事業補助金の検査結果については、部長まで共有されたい。

農業用水路への転落について、何等かの防止策を検討されたい。

取扱件数が極めて少ないコピー代については、会計課にて領収されるよう改められたい。

林業振興課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

林業振興課の業務は、林業振興係が担当する森林整備計画、林産物の生産振興、造林・保育事業、森林病虫害防除、林業施設の維持管理、森林組合及び生産森林組合、森林及び林道災害復旧事業に関すること、獣害対策室が担当する有害鳥獣の防除・捕獲、地域への指導、ニホンザル行動域調査に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員5人を含む12人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、全国植樹祭推進室は廃止された。

(3) 監査事項

鳥獣害対策事業では、農作物被害と生活環境被害を防止するため有害鳥獣捕獲事業を実施するとともに、侵入防止柵の支給や助成により、捕獲、防除両面での地域ぐるみの獣害対策を推進し、被害額の減少につながっている。今年度は、捕獲に苦慮しているニホンザル個体数調整を重点的に取り組んでいる。

森林境界明確化推進事業は、持続的な森林整備を実施していく事前準備として、施業の集約化ができるよう森林所有者の特定や境界を明確化する事業で、森林環境

譲与税を活用して実施している。今年度は20地区で集落説明、立会、測量を行っている。

木の駅プロジェクト推進事業は、林地残材や間伐材を搬出し、地域通貨券と交換し、地域経済の活性化を図る取組で、今年度は2団体へ補助金を交付している。

木育推進事業では、ウッドスタート宣言による取組の一つとして、甲賀市産材を利用した木のおもちゃを市内事業者が制作し、新生児とその家族にプレゼントする事業を7月から実施している。子育てや暮らしに木を取り入れ、地域の木材を利用することで、循環型林業の推進につなげている。

(4) 所見

補助金に係る立入検査を実施した際には、その結果を部長まで共有されたい。

各種補助金交付要綱については、社会情勢の変化等に応じて随時見直しをされたい。なお、実績報告時の収支精算書については、補助事業者の会計監事の押印を付すなど、改ざん等不正防止策を検討されたい。

建設部

都市計画課

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

都市計画課の業務は、都市計画係が担当する区域区分、立地適正化計画、地籍調査、景観対策に関する事、開発指導係が担当する開発許可、開発事業の事前協議に関する事、都市基盤整備室が担当する甲南駅及び貴生川駅周辺整備事業、土地区画整理事業、工業団地の創設に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」「交通拠点」に位置づける貴生川

駅周辺地域について、魅力ある地域づくりや交流拠点の整備等を推進するため、貴生川駅周辺整備基本構想を6月に策定した。また、貴生川エリアプラットフォームによるまちづくり活動の支援や約2か月にわたる社会実験を実施した。

甲南駅周辺整備事業では、駅舎の改築や南北の駅前広場及びアクセス道路等を整備しており、今年度は、甲南駅北口の駐車場整備や市道甲南駅北1号線等の道路整備を行っている。

甲賀土山IC周辺工業団地整備事業では、新名神高速道路沿線の立地特性を生かした新産業基盤の構築と企業誘致を行い、雇用の創出や定住化の促進、税収の確保を図るため、新たな工業団地の整備に向けた協議や測量業務を行っている。

(4) 所見

立地適正化計画に掲げる目標は、市民が理解しやすく、市においても管理しやすいものを設定すべきであり、見直しの際に留意されたい。

支出負担行為については、適正な契約行為を執行の上、日付を遡ることなく定められた時点で起票されたい。

建設管理課

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

建設管理課の業務は、道路河川係が担当する道路施設等の維持管理、市道及び法定外公共物の財産管理、道路法・河川法等に基づく各種申請・許可、要望処理に関すること、公園緑地係が担当する公園緑地の整備及び維持管理に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員9人を含む21人体制で行われている。

(3) 監査事項

道路パトロール事業では、総延長1,204キロメートル、2,975路線に及ぶ市道管理のため、パトロール車2台により巡回・点検を行い、必要に応じて簡易補修を行い安全・安心な市道管理に努めている。

道路除草事業では、幹線道路を中心に通行量の多い道路や地域間を結ぶ長い路線等を優先し実施している。

都市公園みなくち総合公園再整備基本計画策定事業では、水口スポーツの森が整備から50年を経過していることから、長期的な整備計画を検討している。その中で、老朽化した管理棟及びプールを解体し、新たな管理棟の建築が進められている。

(4) 所見

指定管理委託事業者に対する監査について、計画策定の上、実施されたい。

建設事業課

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

建設事業課の業務は、建設整備係、建設維持係が担当する道路、橋りょう及び河川等工事の設計、施工及び監督、維持補修、急傾斜地崩壊による災害の防止、公共土木施設災害復旧事業に関すること、国県事業調整室が担当する道路、水路等用地の取得及び登記、国道、県道、高規格幹線道路、高規格道路、一級河川の整備に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む14人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、事業調整係が国県事業調整室として再編された。

(3) 監査事項

市道維持補修事業では、区・自治会等の要望に対する維持補修や通学路等の危険箇所等の施設整備を行っている。また、舗装修繕計画に基づき、舗装修繕を実施している。

補助道路新設改良事業では、道路新設事業として、委託では、虫生野希望ヶ丘線の詳細設計、新町・貴生川幹線は旧橋撤去の設計を行っている。工事については、新町・貴生川幹線の内貴橋の上部工と道路改良工事、野田中央線の工事を実施している。道路改良事業として、委託では貴生川・宝木幹線の詳細設計、信楽町御輿道

の詳細設計及び構造物設計等を実施している。工事については泉・下山幹線の歩道整備工事を実施している。

道路整備促進事業では、名神名阪連絡道路の整備促進のための活動を行っている。4月に重要物流道路の計画区間が追加指定され、全線約30キロが計画区間となっている。

(4) 所見

所属において国家資格等の取得を積極的に推進されたい。

住宅建築課

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

住宅建築課の業務は、公営住宅係が担当する公営住宅の計画及び入退去、維持管理及び運営、住宅使用料の徴収、民間賃貸住宅家賃補助に関すること、建築係が担当する公共建築物の新築及び改修、建築確認及び建築許可申請書の受付や確認通知書の交付、耐震及びアスベスト対策に関すること、空家対策室が担当する空き家バンク、空家等対策協議会の運営に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

市営住宅管理業務について、現在27団地479戸を管理しているが、その内7団地178戸については長寿命化工事等を実施している。また、その他の団地301戸については、旧耐震基準の建物であり今後3年以内に全ての住戸が耐用年数を経過することから入居募集を停止している。これらの建物については、維持管理を行いつつ住み替えを促すことにより、空き家となった住棟から順次用途廃止を進めている。また、民間賃貸住宅家賃補助事業として、民間の賃貸住宅に入居する住宅困窮者に対して家賃の一部を補助している。

住宅使用料の徴収については、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）に基づき、目標収納率を現年度96.80パーセント、過年度16.50パ

ーセントとして、年4回の文書催告のほか、戸別訪問や個別相談の随時実施、分納誓約の履行監視を行い収納率の向上に取り組んでいる。

空家等対策事業では、空家等の発生段階に応じて、予防、活用、適正管理の各施策を進めており、法律相談会の開催、出前講座等を実施している。今年度は約300社の企業に空き家活用に関するアンケート調査を実施し、空き家を利用する可能性のある企業への訪問を行っている。

(4) 所見

所管する切手について、有高帳は額面別に管理の上、合計欄を追加されたい。また、残高は月に一度は確認されたい。

建築物耐震化の推進にあたっては、危機管理課が行う家具転倒防止器具等取付費補助等と連携し、啓発も含め効果を上げるよう努められたい。

所属において建築士等の資格取得を積極的に推進されたい。

公共交通推進課

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

公共交通推進課の業務は、公共交通推進係が担当する総合交通体系に係る調整、既存鉄道の運行機能等の強化及び関連施設の整備、コミュニティバス運行事業、地域路線バス対策、信楽高原鐵道及び第三種鉄道事業者に関することなどであり、課長以下安全統括管理者である理事員1人を含む7人体制で行われている。

(3) 監査事項

公共交通利用推進事業では、持続可能な公共交通を構築するため、効率的で利便性の高い公共交通網に改善するとともに、環境に優しい公共交通の積極的利用を促すためのモビリティマネジメントの推進を行っている。今年度は、公共交通に関する既存の計画を統合し、マスタープランである地域公共交通計画を新たに策定した。

コミュニティバス運行事業では、市民の日常の移動手段として、市内全域にコミ

ユニティバス路線やコミュニティタクシーエリアを設定し交通網を構築するとともに、中山間地域の活性化のため、土山町田村神社からJR南草津駅までの直行便を運行している。令和6年度のバス路線の大規模な再編に向け、コミュニティバス再編計画を策定している。

信楽高原鐵道運行事業では、第三種鐵道事業者として安全安心な輸送手段を確保するため、財産管理や施設整備を行うとともに、信楽高原鐵道株式会社の筆頭株主として安定経営に資する取組に対して助言や支援を行っている。

近江鐵道については、令和6年度から公有民営による上下分離方式がスタートするため、沿線市町や県、近江鐵道株式会社とスムーズな移行に向けた業務調整を行っている。

(4) 所見

補助金の支出負担行為については、交付申請書類の審査を経て交付決定と同時に起票するものとし、日付を遡らないようにされたい。

行政財産の目的外使用・占用許可については、一覧表を作成し、収納状況や諸手続きの期日管理に活用されたい。

地域公共交通計画策定については、市民が理解しやすいものとなるよう、見直しの際に留意されたい。

各種団体の通帳の適正な保管方法を検討されたい。

会計管理者の補助組織

会計課

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

会計課の業務は、審査係が担当する収入・支出調書の確認・審査、支払処理に関すること、収納係が担当する収納確認、収納データ消込作業、物品の出納保管に関

することなどであり、会計管理者以下会計年度任用職員2人を含む9人体制で行われている。

(3) 監査事項

伝票作成時の注意点、予算執行にあたっての留意事項について、主に新規採用職員対象の財務会計研修会の開催や、庁内グループウェアで周知を行うなど、職員全体の会計事務のレベルアップを図っている。伝票の電子審査導入に向けて、検討が進められている。

昨年度から債券の購入をはじめ、今年度においても中長期に取り崩す予定のない減債基金2億円で地方債を購入し、基金運用を行っている。

(4) 所見

公金管理運用方針及び公金管理運用委員会設置規定について、債券運用に則したものに直されたい。

債券運用について、責任所在の明確化、資金運用計画の実績を都度確認できる仕組み、平時の資金管理を行う体制づくりを検討されたい。

不備伝票については、修正等に要する手間は全庁的には膨大なものになるので、事務の効率化を図るためにも適正な処理方法について啓発・周知を進められたい。

教育委員会事務局

教育総務課

(1) 監査年月日

2月9日(金)

(2) 業務概要

教育総務課の業務は、総務企画係が担当する教育委員会の会議、教育行政に係る企画立案及び調整、教育委員会事務の点検及び評価に関すること、施設係が担当する学校及び社会教育施設の管理運営、教育財産の管理、学校その他教育機関の設置及び廃止並びに整備計画に関すること、学校給食係が担当する学校給食センターの

管理運営、給食費の費用徴収に関すること、教育環境整備室が担当する教育環境整備及び整備のための調査、関係団体等との連絡調整に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 1 人を含む 1 2 人体制で行われている。

(3) 監査事項

学校再編事業では、現再編計画が令和 6 年度をもって終期となることから、確かな育ちに主眼を置いた第 2 次再編計画の策定に向けて、再編検討協議会報告書や小中学校教育のあり方審議会の提言内容を検証しながら協議を重ねている。

各学校施設については、小中学校施設長寿命化計画に基づき学校施設の長寿命化改良事業を実施しており、今年度は土山中学校長寿命化改良工事を行っている。また、耐力度調査により長寿命化が図れないことが判明した信楽小学校については改築による施設整備を行っている。

東部学校給食センター厨房機器等更新事業では、供用開始から 1 8 年が経過して厨房設備の経年劣化が進む中、突発の故障により給食が提供できない状況に陥る恐れがあることから、安全安心な学校給食を安定して提供するために厨房設備機器の更新を行っている。

(4) 所見

行政財産の目的外使用・占用許可に係る管理台帳は、収納データが管理できるよう改められたい。また、管理台帳と定期監査資料とは整合を図られたい。

教育振興基本計画については、教育目標は明快であるが教育施策が見えづらいので、具体的な行動等を掲げるよう見直しを検討されたい。

学校給食費の未納については、未納者に占める納付相談を行った者、児童手当からの特別徴収を行っている者の数を把握し、今後の徴収対策に役立てられたい。また、納付状況が分かりやすい管理台帳に改められたい。

プロポーザル方式で業者選定する際には、その方式を採用する必要性を十分に検討されたい。

学校教育課

(1) 監査年月日

2月9日（金）

(2) 業務概要

学校教育課の業務は、指導教職員係が担当する学校経営の指導助言、外国人児童生徒等の指導、いじめ対策・不登校対策に関すること、教育支援係が担当する就学支援、小中学校における特別支援教育、教育相談事業に関すること、学務係が担当する学齢簿の編成保管、就学援助（要保護・準要保護）、学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む20人体制（うち8人は教職員）で行われている。

なお、これまで適応指導教室はこども政策部発達支援課に置かれていたが、学校復帰を支援するにあたり学校現場との連携を強化するため、4月の機構改革により学校教育課に移管されている。

(3) 監査事項

確かな学力向上事業では、AI機能を持つ新たな学習ドリルの活用を促進し、授業でのICTの効果的な活用、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習を推進し、繰り返しの学習や個別最適な学びの充実を図っている。併せて、「甲賀市版学力調査」を実施し、児童生徒の学力実態や課題について調査分析し、学習ドリルに反映させ、確かな学力の定着を図っている。

外国語児童生徒に対する日本語初期指導については、年々、外国からの直接の転入も多くなっており、小中学校への編入と同時に日本語初期指導が必要な児童生徒の対応が多い状況である。日本語初期指導教室（かわせみ教室）は常に定員に近い児童生徒が在籍しており、また保護者の送迎を基本としているため、初期指導を受けたい児童生徒全てが通えていない現状もある。そのため、第二かわせみ教室の設置を検討している。

いじめ対策、生徒指導上の課題への対応については、今年度は市内小中学校でいじめ重大事態事案が1件発生した。学校現場だけでは対応が難しい事案については関係機関と連携しながら課題解決に取り組んでいる。

(4) 所見

各種研修会・視察等の復命書について、課長までの決裁となっている。部長次長からも職員に対して訓育が必要と考えるため、復命書は必要に応じて部長次長に回覧等することを検討されたい。

かわせみ教室について、日本語初期指導以外の保護者対応等の負担軽減を図り、本来業務に注力されるよう関係部局と連携されたい。

学校教職員について、県において正規職員が適正に配置されるよう働きかけをされたい。

教育研究所

(1) 監査年月日

2月9日（金）

(2) 業務概要

教育研究所の業務は、教職員の研修、教育調査研究、教育に関する相談及び指導に関することなどであり、会計年度任用職員の所長以下5人体制で行われている。所長を除く4人は、教職員2人、県費派遣職員1人、学校教育課兼務の事務職員1人である。

(3) 監査事項

調査研究事業では、新しい時代に対応する甲賀の教育を担う教職員の育成と、児童生徒が学びを実感する授業改善を目的として各種調査研究を実施しており、研究校及び研究推進委員は公募で決定している。

教職員対象の研修については、今年度は、初任者研修やミドルリーダー研修に加え、新しくスキルアップ研修を実施した。授業改善・学校改善に向けた研修であり、所属校のカリキュラムマネジメントを通して学校経営の中核となる教員の育成に寄与している。

教育研究奨励事業では、個人及びグループでの意欲的かつ創意あふれる学習指導法の改善並びに、学校・学年・学級の経営充実に係る研究を奨励するために論文を募集している。応募論文は市内の学校に公開し、研究の成果を広めることとしてい

る。

(4) 所見

教育振興基本計画に掲げる教育目標や施策が教育現場で具現化できるよう、引き続き教職員の資質向上に努められたい。

社会教育スポーツ課

(1) 監査年月日

2月9日(金)

(2) 業務概要

社会教育スポーツ課の業務は、文化係が担当する文化・芸術の振興、社会教育・生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成及び連絡調整、公民館・図書館・文化施設の事業運営・維持管理に関すること、青少年育成係が担当する青少年の健全育成、自然体験活動推進事業に関すること、スポーツ係が担当するスポーツの普及振興、スポーツ施設の維持管理・運営、スポーツ推進委員、学校施設開放、社会体育事業における指導・助言に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む19人体制で行われている。

(3) 監査事項

少年センター運営事業では、少年補導委員会や学校、関係機関・団体等と連携し、青少年の支援・相談、非行防止、有害図書対策、薬物乱用防止対策などの事業を実施している。年間1,000件を超える相談を受け、小中学校を訪問するなど積極的なアウトリーチ型の活動を行っている。

地域学校協働活動推進事業では、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進している。現在9校に地域学校協働本部が設置され、コミュニティ・スクールと一体的に進めている。

子どもに「一流」に触れる機会を創出し、夢や目標を持つことの素晴らしさや自ら未来を切り開く次世代の人材を育成する機会として取り組んでいる金の卵プロジェクト事業では、12月にプロ選手を招いての野球教室を開催し、3月には声優体

験ワークショップを開催する予定である。

スポーツ推進員活動事業では、誰もが、年齢、性別、体力や運動能力、目的に合わせて、スポーツに関わることができるよう、ゆるスポフェスティバルや市長杯ボッチャ交流大会を開催したほか、健康福祉部と連携した運動習慣化促進事業では体力テストや運動指導を行っている。

(4) 所見

土地・建物の貸借、また行政財産の目的外使用・占用許可について、収納状況も含め管理できる台帳を作成されたい。

各種団体の会計について、手持ち現金の動きも有高帳に記載するよう改められたい。

社会教育振興事業補助について、社会情勢の変化等に応じて随時見直しをされたい。社会教育、文化、スポーツの各分野において様々な主体により活動が行われていることから、補助対象となりうる基準等を整理された上で、社会教育の振興を図るため必要に応じ、広く制度活用を周知されることが望ましい。

国スポ・障スポ推進室

(1) 監査年月日

2月9日(金)

(2) 業務概要

国スポ・障スポ推進室の業務は、第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会に関して、総務企画係が担当する実行委員会の開催及び運営、大会の普及啓発に関する事、競技運営係が担当する各競技会の運営に関する事などであり、室長以下7人体制で行われている。

(3) 監査事項

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の運営を円滑に進めるため、準備委員会組織を実行委員会に改組し、総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通・警備の4つの専門委員会を設置して、具体的な内容の検討・協議を進めている。また、気運醸成を図るため、HPや

S N S の開設、市内で開かれるイベントなどでの大会 P R を実施している。

9 月及び 1 0 月には、鹿児島県で開催された今年度大会の視察を行い、各競技会場の施設の状況、競技会の運営、選手団の受入れなどの情報収集を行った。

(4) 所見

引き続き令和 7 年度の大会開催に向けてしっかりと準備を進められたい。

所管する切手の管理について、在庫確認の頻度を上げるようにされたい。

歴史文化財課

(1) 監査年月日

2 月 9 日 (金)

(2) 業務概要

歴史文化財課の業務は、調査管理係が担当する文化財の保護・調査管理事業、水口歴史民俗資料館の管理運営、信楽焼調査事業に関すること、埋蔵文化財係が担当する紫香楽宮跡整備活用事業、水口岡山城跡整備活用事業、市内遺跡発掘調査事業に関すること、普及活用係が担当する土山歴史民俗資料館等の管理運営、文化財の普及活用事業に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 2 人を含む 1 3 人体制で行われている。なお、1 3 人のうち 2 人は観光企画推進課との併任となっている。

(3) 監査事項

文化財保護推進事業では、市内指定文化財の保存、活用等を推進しており、今年度は米屋町及び柳町の曳山修理事業や妙音寺仏像公開活用事業等への補助を行っている。

紫香楽宮跡保存整備活用事業では、発掘調査報告書第 1 分冊を刊行し、第 1 期整備に係る実施設計や東山遺跡の公有地化、歴史講演会、地域協働による紫香楽宮跡の活用等を行っている。

水口岡山城跡活用事業では、環境整備や歴史講演会の実施、市民団体との協働の取組を行った。また、史跡整備活用の基本方針となる保存活用計画の策定事業に来年度から着手することとしている。

(4) 所見

文化財保存事業補助について、実績報告を受けた際には、補助対象事業に係る契約書等の関係書類を確認されたい。

本市の魅力ある文化財の活用について、観光部局とともに引き続き取り組まれたい。

行政委員会

議事課

(1) 監査年月日

2月9日（金）

(2) 業務概要

議事課の業務は、総務係が担当する議長公務調整、視察対応、議員報酬・手当等の支給に関すること、議事調査係が担当する本会議、委員会、その他議事及び会議録の調製・保管に関することなどであり、事務局長以下会計年度任用職員1人を含む7人体制で行われている。

(3) 監査事項

定例会等の議事運営・管理を円滑に行うとともに、タブレット導入によるペーパーレス化、文書保存・管理の効率化に努めている。本会議・委員会（付託審査）の中継や、本会議の会議録及び委員会記録の全文記録をインターネット上で公開して市民に開かれた議会を目指している。今年度、本会議での審議について、電子採決システムの運用を9月に開始した。

また、広報広聴委員会を組織され、議会だよりの発行に加え、広聴活動として区・自治会等との意見交換会を計11回実施して、今後の政策提案につなげるべく議会としての整理・集約を行っている。なお、コロナ禍で中止されていた委員会視察・研修等も5月以降は従来どおり実施している。視察受入れについては、今年度は過去最高の22の議会、200人程度の受入れを行った。

(4) 所見

議会事務局の体制については、まず政策提案の補佐機能の強化が必要であり、将来的に政策法務に要する組織的整備、会派ごとのサポート体制について段階的に整えるよう検討されたい。

監査委員事務局

(1) 監査年月日

1月24日（水）

(2) 業務概要

監査委員事務局の業務は、定期監査、随時監査、決算審査、例月出納検査、財政援助団体等監査、住民監査請求に関することなどであり、事務局長以下3人体制で行われている。

(3) 監査事項

公正で合理的かつ効率的な行財政経営を確保するため、監査計画に基づき決算審査、定期監査、例月出納検査などの監査等を実施している。

決算審査は、決算や基金の運用の状況を示す書類等が法令に適合し、かつ正確であるかを確認することを着眼点として実施している。

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施しており、指摘事項等があった場合は、措置状況について報告を求めることとしている。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、財政援助団体等監査を再開した。

(4) 所見

引き続き監査資料の綿密な事前審査に努められたい。

公平委員会

(1) 監査年月日

1月24日（水）

(2) 業務概要

公平委員会の業務は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談に関することなどであり、事務長以下3人体制で、監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談に対応できるよう、全国公平委員会連合会などが主催する研修を受講し、資質向上に努めている。今年度はオンライン形式で実施され、委員及び事務職員が動画視聴により受講した。

なお、今年度は勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求などの案件は提出されていない。

(4) 所見

公平委員会制度の周知を図られたい。

固定資産評価審査委員会

(1) 監査年月日

1月24日(水)

(2) 業務概要

固定資産評価審査委員会の業務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に関することなどであり、書記3人体制で、監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

固定資産評価審査委員会を5月に開催し、税務課職員から令和5年度固定資産税の概要について説明を受けた。また、固定資産評価審査に係る研修を受講し、適正かつ公平な審査が行えるよう、委員及び職員の更なる知識の習得に努めている。

なお、今年度は審査の申出は提出されていない。

(4) 所見

本格的な評価替えが行われるのに際し、従前の申出を分析するなど対応の準備を

されたい。

農業委員会事務局

(1) 監査年月日

1月31日(水)

(2) 業務概要

農業委員会事務局の業務は、農地係が担当する農地法に基づく権利移動及び農地転用、農地パトロール、農地中間管理事業に関すること、農政係が担当する総会・役員会、広報、農業者年金に関することなどであり、事務局長以下再任用職員1人、会計年度任用職員1人を含む7人体制で行われている。

(3) 監査事項

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールで遊休農地や違反転用の現地調査を行うとともに、遊休農地の所有者に対して意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化、新規参入の促進等、農地利用の最適化の推進を図っている。

農地であっても現況が森林の様相を呈しているなど、農業上の利用が見込まれない農地について、非農地判断を行う必要があり、その手続や運用方法について検討が進められている。

(4) 所見

農業者の減少や高齢化が加速化する中であって、遊休農地の増加を防ぐことは困難な状況とのことであるが、地域農業が持続的に発展するよう、必要な対策を引き続き講じられたい。